

核兵器廃絶へのアプローチ

黒 澤 満

Approaches to Nuclear Abolition

Mitsuru Kurosawa

抄 録

核兵器の廃絶を目指したさまざまな議論がなされているが、本稿では、核兵器条約というアプローチ、核兵器を非正当化するアプローチ、核兵器に悪の烙印を押すというアプローチを、歴史的観点から検討し、それぞれのアプローチの内容および意義を紹介するとともに、特に現在も議論が継続している第2、第3のアプローチを比較検討する。両アプローチはそれぞれの理由、手段、安全保障の認識などは異なるものの、核兵器のない世界に向けての取り組みという共通の目的を持つものであり、両者は相互補完的であることを明らかにする。

キーワード：核兵器条約、非正当化、悪の烙印、核兵器のない世界、核兵器禁止条約

(2018年9月25日受理)

Abstract

There are some arguments towards a world without nuclear weapons. This paper examines the following three approaches which are through a nuclear weapons convention, delegitimizing nuclear weapons and stigmatizing nuclear weapons. It introduces the contents and characteristics of each approach, and in particular compares and estimates the last two approaches. The two approaches are different in their concrete aspects such as reason, means and the perception on security. However, the two have a common purpose to achieve nuclear abolition. It concludes that the two approaches are supplementary each other.

Keywords: Nuclear Weapons Convention, delegitimization, stigmatization, world without nuclear weapons, Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons

(received September 25, 2018)

本稿の目的は、核兵器の廃絶に向けてのアプローチを歴史的に紹介し内容を明らかにするとともに、将来の核廃絶に向けての方向性を議論するものである。第1は、「核兵器条約 (nuclear weapons convention)」を追求するアプローチであり、これは核兵器保有国が中心となり条約を作成するもので、核兵器を段階的に削減し一定の時間的枠組みの中で核兵器の廃絶を目指すものである。そのために条約は厳格な検証制度を含み、また条約の実施に関する機関を備えるものである。この考えは核兵器の出現以来広く議論されてきたが、1990年代後半から改めて主張され、深く議論されてきた。

第2は、「核兵器の非正当化 (delegitimization)」というプロセスを経て、核兵器廃絶を目指すアプローチであり、国家の安全保障政策における核兵器の役割を低減することを中心要素とし、また現在の核兵器に与えられている「核抑止」という中心的役割を批判しつつ、段階的にかつ漸進的に核兵器を削減し、核兵器の廃絶に向かうべきであるというものである。これは特に2000年代に入って広く議論されている。

第3は、「核兵器に悪の烙印を押す (stigmatization)」という手段で核兵器の廃絶を目指すアプローチで、核兵器はまったく有益ではなく、逆に人類の破滅を進めるものであるので廃棄すべきであるという人道的なものである。これは核兵器保有国による核軍縮がまったく進展しない現状を背景に、核兵器に直接関わらない非核兵器国により2010年以降に広く議論されてきたもので、2017年にはこの考えに従って「核兵器禁止条約」が作成されている。

本稿では、最後に、「核兵器の非正当化」というアプローチと「核兵器に悪の烙印を押す」というアプローチを詳細に比較検討し、それぞれの特徴を明らかにするとともに、両者の違いを明確にするとともに、両者の目的は同じであるが、具体的措置が異なっているのであり、両者は相互排他的ではなく、相互補完的であり、両方のアプローチをそれぞれ進めていくべきことを主張する。

1 核兵器条約 (Nuclear Weapons Convention) ¹

1.1 背景

1996年7月に国際司法裁判所 (ICJ) は国連総会からの要請に応え、「核兵器の威嚇または使用の合法性」に関する勧告的意見を与えた。その意見の基本的な結論部分は、「核兵器の威嚇または使用は国際人道法の原則および規則を含む国際法に一般的に違反するが、自衛の極端な場合には合法か違法か結論できない」というものであった。

しかし裁判所はさらに進んで、この問題の根本的解決に向けて、全会一致で、「厳格で効果的な国際管理の下でそのすべての側面における核軍縮へと導く交渉を誠実に追求し、かつ締結に至らせる義務がある」と述べた²。ここでは、核軍縮の交渉を誠実に追求するだけでなく、交渉を締結に至らせる義務があることが明確に示された。核不拡散条約 (NPT) 第6条のICJによる解釈は、単なる行為の義務を超え、誠実にこの問題の交渉を追求することにより、詳細な成果—すべての側面における核軍縮—を達成する義務を含んでいる³。

この勧告的意見を契機とし、同年、マレーシアを中心とする非同盟諸国は、「核兵器の威嚇または使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する総会決議案を提出し、「核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移譲、威嚇または使用を禁止し、それらの廃棄を規定する核兵器条約の早期の締結へと導く多国間交渉を開始することにより、その義務を即時に履行することをすべての国家に対して要請する」という国連総会決議 51/45/M が採択された⁴。この決議はその後毎年採択されている。しかしながら、これまでのところ核兵器条約に関する交渉は開始されていないが、核兵器廃絶に関する条約を考える場合の基礎となっている。

翌 1997 年 4 月に、米国の核政策法律家委員会を中心に「モデル核兵器条約」が作成され、それはコスタリカにより国連に提出され、国連文書⁵となっている。また 1998 年 6 月には、新アジェンダ連合（NAC）が「核兵器のない世界に向けて：新しいアジェンダの必要性」という文書を提出し、「核兵器のない世界を維持するためには、普遍的で多国間で交渉された法的拘束力ある文書、または相互に強化する文書のセットを包含する枠組みという土台が必要になるであろう」と述べていた⁶。

1. 2 モデル核兵器条約改訂版

2007 年 5 月には、国際 NGO によるモデル核兵器条約の改訂版が発表され、コスタリカにより NPT 再検討会議準備委員会に提出され⁷、またコスタリカとマレーシアにより国連総会にも提出された⁸。この条約案の主要な内容は以下の通りである⁹。

「核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇の禁止ならびに廃棄に関する条約」

(1) 一般的義務

モデル核兵器条約は、核兵器の開発、実験、生産、貯蔵、移譲、使用および使用の威嚇を禁止する。核兵器保有国は、一連の段階にそって核軍備を廃棄することが求められる。兵器利用可能な核分裂性物質の生産も禁止され、運搬手段も廃棄するか核能力のないものに転換することが求められる。

(2) 申告

条約締約国は、保有しまたは管理しているすべての核兵器、核物質、核施設および核兵器運搬手段ならびにその所在地を申告することが求められる。

(3) 条約は核兵器の全廃に向けて 5 つの一連の段階を規定する。[] は仮の年数

- (a) 核兵器を警戒態勢から解除する。[1 年]
- (b) 核兵器を配備から撤去する。[2 年]
- (c) 核弾頭を運搬手段から取り外す。[5 年]
- (d) 核兵器を不能化し、ピットを取り外す。[10 年]
- (e) 核分裂性物質を国際管理の下に置く。[15 年]

(4) 検証

各国からの申告と報告、通常査察、チャレンジ査察、現地センサー、衛星撮影、放射

性核種サンプリングや他の遠隔センサー、他の国際機関との情報共有、市民の報告を含む。

(5) 国内の実施措置

必要な国内立法を行う。

(6) 人の権利と義務

個人および法人にも権利を付与し義務を課す。

(7) 核兵器禁止機関

条約実施機関を設立する。検証、遵守確保、機関の政策決定を行う。機関は、締約国会議、執行理事会および技術事務局から構成される。

1.3 核兵器条約の諸提案

(1) パン・ギムン国連事務総長の提案

2008年10月24日に、パン・ギムン国連事務総長は東西研究所の会合で、「国連と核兵器のない世界における安全保障」と題する講演を行い、5項目提案を行ったが、第1の核軍縮の交渉については以下のように述べた。

第1に、すべてのNPTの当事国、特に核兵器国に対して、核軍縮へと導く効果的な措置に関する交渉を行うという条約上の義務を履行するよう要請する。彼らは、個別の相互に補強し合う文書の枠組みに関する合意によりこの目標を達成できるだろう。あるいは彼らは国連において長く提案されているように、強固な検証制度に支えられた核兵器条約の交渉を考えることもできるだろう¹⁰。

(2) グローバル・ゼロ委員会の提案

2008年12月にパリで発足したグローバル・ゼロは、特定期日までに世界規模で核兵器を廃棄する法的拘束力ある検証可能な協定を目指すとしたグローバル・ゼロ宣言を採択したが、そこにはゴルバチョフ元ソ連大統領、カーター元米大統領などの元国家元首、元外務大臣などを含む250人以上が賛同者として含まれている。2009年6月に発表された「グローバル・ゼロ行動計画」は、以下のように2030年までに4段階で核兵器を廃絶することを提案するものである¹¹。

第1段階(2010-2013年):米口の核弾頭をそれぞれ1000に削減する2国間条約を交渉し(2018年までに履行)、多国間交渉を準備する。

第2段階(2014-2018年):他の核兵器国の凍結を前提に、米口はそれぞれ500に削減し、他の核兵器国は比例して削減する(2021年までに履行)。

第3段階(2019-2023年):2030年までに核兵器をゼロとするため、段階的で検証された比例的な削減のため、世界的ゼロ協定を交渉する。

第4段階(2024-2030年):2030年までに核兵器をゼロとするため、段階的で検証された比例的な解体を完成させ、包括的検証・強制制度を継続する。

1. 4 2010年NPT再検討会議

非同盟諸国は、この会議において、「核兵器条約を含む、特定の時間的枠組みを持つ核兵器廃絶のための具体的措置を含む核軍縮に関する行動計画に、遅滞なく合意すべきである」と主張し¹²、2015年までに3段階で核兵器を廃棄する「核兵器廃棄のための行動計画のための要素」と題する文書を提出し¹³、核兵器条約のための交渉を開始することを主張した。この提案には、非同盟諸国のみならず、スイス、オーストリア、ノルウェーなども支持を表明した。

核兵器国は一般的にこの考えに反対であり、たとえば米国は、「核兵器条約または特定の諸措置のタイムテーブルについては、その見解に同意し得ない。それは近い将来に達成できないし、我々のとるステップ・バイ・ステップの現実的な代替とはなり得ない」と反対を表明している¹⁴。

会議の最終文書においては、行動計画の「B核兵器の軍縮」のiiiにおいて、「すべての国は核兵器のない世界の達成・維持に必要な枠組みを設置する努力の必要を確認する」という文章の後に、「会議は核兵器条約に関する交渉の検討を提案している国連事務総長の5項目提案に注目する」という形で言及がなされた。

2 核兵器の非正当化

2. 1 核不拡散軍縮国際委員会報告書

核不拡散軍縮国際委員会（International Commission of Nuclear Non-Proliferation and Disarmament）は、2009年12月に『核の脅威を撤廃する：世界の政策決定者のための実際的なアジェンダ（Eliminating Nuclear Threat: A Practical Agenda for Global Policy-Makers）』と題する報告書を発表した。その主たる目的は、2010年NPT再検討会議でこの問題を議論するためであった。この報告書は、核軍縮をどのように進めるべきかという重要課題に取り組む際の不可欠な要素として「核兵器を非正当化する」という問題を強調しており、それは核軍縮という重要課題に対応するための主要なテーマの1つとなっている。報告書において、「核兵器の役割と有用性に関する認識を変質させることが決定的に重要であり、戦略的思考において中心的な地位を占めている状況から、まったく周辺的なそして究極的には不必要と考えられるものに変えることが必要である¹⁵」と述べている。さらに、2025年までに実施されるべき具体的な行動を伴う多くの措置が報告書の中で提案されている。

このプロセスはかなりの範囲ですでに開始されており、1996年の国際司法裁判所（ICJ）の勧告的意見により強化されていると報告書は述べており、以下のような3つの証拠を示している。

- (1) 核兵器が戦争遂行の道具としてはほとんど、あるいはまったく有用性を持っていないことは今では広く受け入れられている。核兵器は、通ることのできない土地を創り出し、長期的な環境損害を生じさせるので、領土を獲得するために使用することはできない。核兵器はまた、国際社会が巻き込まれている現在の紛争、すなわちア

フガニスタンからコンゴまで、あるいは非国家テロリスト団体に対して、実用的に使用することはできない。

- (2) 核兵器の保有に対してはそうでないとしても、核兵器の使用に対しては強力なタブーが存在している。それは、きわめて無差別で不均衡な破壊を生じる兵器の使用に対しての重大な規範的制約であり、実際的な制約である。自国の国民、同盟国、およびより広い国際社会からの公的な支持に依存する行為者にとっては、核兵器は本質的に自己抑止するものとなる。
- (3) 構築すべき非正当化の基盤はすでに存在している。それは最初からスタートすべきものではなく、過去 10 年間に失われたモメンタムを回復する問題である。核兵器の考えられる政治的役割がいかなるものであろうと、核兵器は主要大国の安全保障政策においてもはや最高のものではない¹⁶。

核抑止を支持する見解および核兵器の抑止の有用性の短所について、報告書は以下のよう
に分析している。

第 1 に、核兵器は大国間の戦争を抑止してきたし、抑止し続けるという主張に対して、米国の指導者さらにソ連の指導者が特定の時期に実際に戦争を開始しようと決意したが、他国の核兵器の存在によってのみ思いとどまったという見解を支持するよういかなる証拠も存在しない。

第 2 に、核兵器は大国間のいかなる大規模な通常兵器による攻撃をも抑止してきたし、抑止し続けるという主張に対して、米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタンおよび北朝鮮は大規模の攻撃になぜ会わなかったのかは、核兵器の保有以外の他の理由によって説明することが可能である。

第 3 に、核兵器はいかなる化学兵器または生物兵器の攻撃をも抑止するという主張に対して、これらの兵器は核兵器と同じような破壊的潜在力を持つものではない。

第 4 に、核兵器はテロリストによる攻撃を抑止するであろうという主張に対して、核兵器は戦略的にも戦術的にもさらに政治的にもこの目的にとって必要でもないし有益でもない。

第 5 に、拡大核抑止は同盟国に安心供与するのに必要であるという主張に対して、予見し得る将来において米国自身の核抑止は、彼らが経験するかもしれないいかなる核攻撃または核の威嚇に対して同盟国を保護するために彼らに拡大され続けるであろう。しかし、拡大抑止は、拡大「核」抑止を意味しなければならない訳ではない。米国の通常兵器能力は、予想される攻撃国に対し、その核兵器により与えられるものと少なくとも同じ程度の信頼性のある抑止を構成している。

最後に、軍縮に向けての大きな動きは本質的に不安定化させるものであるという主張に対して、要求されているのは核兵器の漸進的な非正当化であり、国家がその安全保障政策において核兵器の役割を低減するため努力することである¹⁷。

報告書は、核抑止という中心的課題の妥当性を批判的に検討した後に、以下のように核兵器を保有するその他の正当化を検討し批判している。

第1に、核兵器は発明されているので廃絶することは意味がないという主張は、化学兵器や生物兵器のように核兵器を違法化することは可能であると反論される。効果的廃絶の2つの基本的な条件は、検証と強制の手続きである。

第2に、核兵器は匹敵するものがない地位と名声を与えるという主張は、核兵器の取得は、かつて持っていたような政治的名声への当然のルートではもはやないと反論される。

第3に、軍縮は必ずしも不拡散を促進させないという主張は、これはNPT第6条の下における核兵器国の義務を無視する立場であると述べることにより反論される。

第4に、核兵器は核武装国間の安全保障協力を禁止するものではないという主張に対して、主要核武装国が互いに向け合っている何千という核兵器を保有している環境でそのような強力な協力を想像するのは困難である。

第5に、核兵器は通常兵器より安価であるという主張に対しては、兵器体系の全ライフサイクルの費用を考慮するならば、計算は大きく異なる。

最後に、専門知識を維持するために核兵器の基盤的制度が必要であるという主張に対しては、効果的な検証およびその他の安全保障措置を確保するために最小限化および撤廃のプロセスを通して真の専門知識が必要とされる。

この報告書は委員会の76の勧告を含むものであるが、一般的な非正当化は勧告2において以下のように主張されている。

勧告2 短期的および中期的な努力は、核兵器の一般的な非正当化を達成することに焦点を当てるべきであり、以下の特徴を持つ「最小限地点（minimization point）」に出来るだけ早急に、遅くとも2015年までに到達すべきである。

- (a) 数の低減：2000弾頭（現状の10%以下）を越えない世界
- (b) 合意されるドクトリン：各核武装国は核兵器の第1不使用を約束する
- (c) 信頼できる戦力態勢：そのドクトリンを反映する検証可能な配備と警戒態勢¹⁸

2.2 ジェームズ・マーティン不拡散研究センター報告書

モンレー国際大学ジェームズ・マーティン不拡散研究センター（James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies）の報告書『核兵器を非正当化する：核抑止の妥当性の検討（Delegitimizing Nuclear Weapons: Examining the Validity of Nuclear Deterrence）』は2010年NPT再検討会議の折に刊行された。この報告書刊行の主たる目的は以下のように記述されている。

核兵器を撤廃するためには、我々はまず核兵器の安全保障体系を分析批評し、核抑止および核兵器を取り巻く信念を検討し、核兵器に割り当てられている価値を取り除かなければならない。非正当化のプロセスは、価値剥奪のプロセスにより核兵器の法的および正当な地位を無効にすること、すなわち正当性、名声および権威へのすべての主張を減少させ、破壊することを必要とする。

報告書では特に核抑止が以下のように批判されている。核兵器はきわめて危険な戦略であり、事故および無認可の攻撃という結果をはらんでおり、拡散を促進するものであり、

かつ歴史的証拠に基づかないものである。小さな間違いも核兵器の場合には許されないものである。抑止は核兵器について最も共通に受け入れられている性質であり、核兵器をめぐる議論において、核兵器の支持者と軍備管理の支持者がともに妥協できると考える領域である。しかし核抑止を支える真の証拠が乏しい中で、核抑止がそれほどまで広く受容されているのは驚くべきことである¹⁹。

結論として、核兵器の非正当化は以下のように強調されている。核兵器の非正当化は核兵器の使用を防止し、核軍縮を達成するのに基本的に必要なものである。非正当化は価値剥奪のプロセス、すなわち正当性、名声および権威に対するすべての主張を減少させ、破壊するプロセスである。非正当化は核抑止の議論の核心に関するものである。核抑止が効いているという証拠は十分ではない。核兵器は今日の世界において特に有益であるという訳ではないし、国際テロリズムおよび貯蔵された古くて老朽化した核兵器という形によりこれまでの危険を一層増加させている。核兵器は、非人道的であり無差別であり受け入れ難い障害の原因となるので、戦争における兵器としていかなる固有の正当性をも持つものではない。核兵器が保有していた抑止の正当性は冷戦思考のゲームの中で与えられたものであり、その時期はすでに過ぎ去った。非正当化は自ら強化されていく努力であり、抑止による威嚇の信頼性に影響を与え、核兵器の使用および使用の威嚇の両者の不道徳性を改めて述べることを可能にするだろう²⁰。

本報告書では、核兵器の非正当化に深く関係する諸問題に関するさまざまな研究が記述されているが、それらは以下のように要約できる。

第1に、広島および長崎の破壊が1945年に太平洋戦争を終結させたのではなく、むしろ8月8日のソ連による戦争宣言が戦争を終結させたということには明確な証拠がある。

第2に、一般的に信じられていることとは反対に、核兵器は冷戦期において平和を維持するにあたっての要であったという証拠は存在しない。核による威嚇は、核抑止が強力に働くべき状況においてさえ、通常兵器、化学兵器または生物兵器による攻撃を防止しなかったという疑いのない証拠が存在している。

第3に、核兵器は力の象徴となっており、今日でも地位を提供するものとなっているが、新たな異なる地位の象徴が将来明確になり得ることもあろう。

最後に、核兵器およびその使用は、現存する国際人道法および慣習国際法の下で一般的に禁止されている。核兵器はこれらのルールのそれぞれに違反している。

核軍縮を達成する1つの方法として、一般大衆を巻き込むことが、核兵器を非正当化する成功させるための最も有効な要因として認識されている。軍縮プロセスにおいて国際的な大衆の政治的な支持を動員し継続し続けることは、核兵器のない世界に向けての道程の進歩のための最も基本的な前提条件である。同じ志を持つ国家の代表的な中核団体が、不使用条約に関するような協定を交渉する並行したプロセスを開始することができるだろう。今や議論を開始し、核抑止は21世紀における国際安全保障の妥当な枠組みではないという可能性を検討する時期である。我々がまだ機会を持っている間に、核兵器を撤廃する取決めを作成する時期である²¹。

2.3 その他の主張

第1に、2010年12月に国連で開催された核兵器の非正当化に関するパネル討論において、ランディ・ライデル（Randy Rydell）は、核兵器を非正当化するすることにつき以下のように述べた。

核兵器の全体の大事業は層からなる基盤の上に成り立っている。第1の層は「利益」と呼べるもので、物質的および政治的利益と核兵器の永続化に利益を持っている人達を代表する制度的支援団体から構成されている。第2の層は「アイデア」として知られているもので、核兵器に関する考え方を形成しているアイデアの力である。ここには、核抑止理論、発明されたものは廃絶できないというような神話、および一層の拡散を防止し、他の種類の大量破壊兵器ならびに通常兵器の使用を防止するという核兵器の価値の主張、核兵器が持つと考えられる名声の価値、同盟関係における核兵器の宣言された価値などが含まれる。将来の核兵器の撤廃のための処方箋は、核兵器を支えるこれらの制度やアイデアのすべてを含む上部構造を撤去することの必要性である。したがって、その上部構造の基礎にある弱点に取り組むべきである²²。

第2に、アマンディープ・ギル（Amandeep Gill）は、『核軍縮に向けて非正当化の道を進む』という論文の中で、非正当化とは正当性、名声または頑なに守られているアイデアや目的に関する権威を傷つけ破壊することであるという定義を採用しつつ、もし核兵器が現在において政治と安全保障の確立された通貨であるならば、核兵器を非正当化することは核兵器の価値を剥奪し、ますます価値のないものにしていく多くの行動やプロセスを意味すると述べ、それは、核兵器廃絶という「頂上」への道筋にある「ベース・キャンプ」であり、そこでは核兵器の不使用という現在の伝統が一層強化され、その結果核兵器の使用および核の威嚇が国家権力の道具としては非正当化されると述べている²³。

第3に、ジャック・メンデルソン（Jack Mendelsohn）は、2006年の『核兵器を非正当化する』という論文において、次期政権に対して、米国はきわめて例外的な状況以外では核兵器の使用を禁止すべきであることを先導すべきであると提案している。彼は、次期政権が米国は核兵器を戦争の正当な兵器とは考えず、敵国が使用しない限り使用しないと宣言すべきであり、米国の第1使用政策は核兵器に与えられる価値と名声を強化するものであり、他国に核兵器を開発しないよう説得する米国の努力を損なうものであるので、非正当化のもう1つの重要な側面として、他国による核兵器の使用に対する報復の場合を除き核兵器の使用を禁止するよう国際社会に対し主張すべきであると述べている²⁴。

第4に、リーチング・クリティカル・ウィル（Reaching Critical Will）は、核軍縮に向けての1つの方法は核兵器の非正当化であると主張し、あるものを非正当化するためには、その役割と有用性に関する認識を変えること、すなわちそれが中心的な戦略的地位を占めている状態からその役割は不必要で好ましくないものと見られる状態に変えることが決定的に必要なとする。今日核兵器を廃絶するためには、国家安全保障上必要とされる中心的戦略道具としてのその役割は定義直されるべきであり、安全保障問題は人間の安全保障に主たる焦点を当てたものでなければならぬと主張している²⁵。

2.4 非正当化の意義

基本的に非正当化とは、確立されたアイデアまたは目的の正当性、名声または権威を低下させまたは破壊することを意味する。核兵器の非正当化とは、核兵器の役割および有用性に関する認識を、戦略思考において中心的な役割を占めるものからまったく周辺的なものであり、究極的にはまったく不必要なものであると見られるものに変えることである。非正当化のプロセスは、核兵器の持つ価値の剥奪のプロセスを通じて核兵器の合法的または正当な地位を無効にすることを必要とする。非正当化は核兵器のない世界に向けて進むための不可欠な前提条件である。

核兵器の非正当化の基礎は、核兵器に関する現行のディスコース、アイデアおよび認識ならびに核抑止の再検討である。最も重要な課題は核抑止である。それは国家安全保障を確保するための最善の方法であるとして核兵器を維持するというアイデアを支えている基本的な概念となっているからである。しかしこれらの諸問題が批判的にかつ現実的に検討されるならば、核兵器および核抑止に関する強力な認識またはアイデアは論理的および現実的な基礎を持たないように考えられる。

核抑止に関しては、核兵器が大国間の戦争を抑止したかどうかの明確な証拠は存在しない。核兵器が通常兵器による攻撃を抑止したという主張には、明らかに証拠が存在しない。逆に非核兵器国が核武装国を攻撃した多くのケースが存在している。核抑止がテロリストによる攻撃にはまったく働かないことには一般的な合意がある。抑止は核兵器を維持するために最も一般的に受け入れられている考えであるが、これを支持する現実の証拠はきわめて限定的である。

核兵器を維持するためのその他の理由、たとえば悪魔は瓶に戻らないといった神話、核兵器に対し一般に考えられている名声や地位の価値、同盟関係において宣言されている核兵器の価値などは、核兵器を取り巻く現在の状況を踏まえて再検討される必要がある。このプロセスにおいては、戦略的および軍事的側面のみならず、人道的および道徳的な側面に関して核兵器の価値に疑問を呈する研究や主張から学ぶこと、および核兵器に対するタブーを考慮することが必要である。

核兵器を非正当化するするために、以下のような措置をとることが勧告されている。第1は核兵器の第1不使用政策の採用である。この措置は核抑止を否定するものではないが、他国が核兵器を先に使用した場合にのみ核兵器を使用できることを確保するものである。第2は米国とロシアによる核兵器の削減であり、他の核兵器国もそれに従うことが期待されている。第3は非核兵器国に対して、可能なら法的拘束力ある形で、より強力な消極的安全保証を提供することである。非核兵器地帯の議定書に対する批准は第4の措置であり、第5として、発射のための政策決定時間を長くすること、および警告即発射の警戒態勢を除去することによる、核兵器の警戒態勢の低下または解除がある。さらに多くの他の措置もあり得るので迅速に検討されるべきである。

3 核兵器に悪の烙印を押す

3.1 核軍縮への人道的アプローチ

核軍縮への伝統的なアプローチは、国家のかつ軍事的安全保障をいかに改善し強化するかという考えに基づいていた。2010年NPT再検討会議において、スイスの外務大臣は核兵器は役に立たず不道德で違法であると述べつつ、「核戦争は共通の人類の生存そのものを脅かすものであるので、核兵器の使用の正当性に関する議論が開始されるべきである。軍事のおよび政治的考慮に加えて、核軍縮の現在の議論の中心に人道的側面を持つてくるのがスイスの目的である²⁶」と主張した。

2012年の2015年NPT再検討会議第1回準備委員会において、スイスを中心に16カ国が「核軍縮の人道的側面に関する共同声明」を提出したが、それは以下のように述べていた。

核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことがきわめて重要である。このことを保証する唯一の方法は、効果的な国際管理の下における核兵器の不可逆的で検証可能な撤廃である。すべての国は核兵器を違法化し核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない²⁷。

同様の声明はNPT準備委員会および国連総会において、賛同国の数を増加させつつ引き続き採択された。2015年NPT再検討会議では同種の共同声明が159カ国を代表して読み上げられた。

このアプローチを具体的に進展させるため、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」が3度開催された。その目的は、核兵器の爆発の人道的影響に関する事実に基づく理解を提示することであり、国家、国連、その他の国際機関および市民社会とでこれらの影響について非公式な議論を進めることであった。127カ国の代表、国連、赤十字国際委員会および市民社会が、2013年3月にオスロで開催された第1回会議に参加した。2014年2月にメキシコのナヤリットで開催された第2回会議には146カ国が参加し、2014年12月にウィーンで開催された第3回会議には米国と英国を含む158カ国が参加した。

これらの会議における発表および議論の主要なポイントは以下の通りである。国家も国際機関も核兵器の爆発により生じる即時の人道的緊急事態に対応できるとは考えられないこと、核兵器の使用は壊滅的な即時のかつ長期的な影響を与えるだろうという歴史的経験からの証拠があること、核兵器の爆発の効果が国境により限定されるということはないこと、爆発による即時の死と破壊および社会経済的開発への阻害および環境への損害という現実があるだろうということである。

3.2 人道の誓約

2014年12月の「核兵器の人道的影響に関する国際会議」の最終日に、オーストリアはすべての人類の安全保障への懸念を強調するとともに、核兵器の法的議論を超えた道徳的および倫理的問題の重要性を強調した。さらに、オーストリアは、核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことが人類の生存そのものの利益であると断言し、以

下のような誓約を行った。

- (1) オーストリアはすべての者のための人間の安全保障の絶対的必要性に従い、核兵器から生じる危険に対して文民への保護を促進することを誓約する。
- (2) オーストリアは、核兵器の禁止および撤廃のための法的ギャップを埋めるための効果的な措置を特定し追求するために、すべての利害関係者と協力することを誓約する。
- (3) オーストリアは、核兵器の受容できない人道的結果および関連するリスクに照らして、核兵器に悪の烙印を押し、禁止し、撤廃するための努力においてすべての利害関係者と協力することを誓約する²⁸。

当初、この誓約は「オーストリアの誓約」と呼ばれ、オーストリア1国の立場で表明されたが、この誓約が多くの人に支持されるようになり、後に「人道の誓約」と名前が変えられた。この誓約の検討から明らかになることは、それは第1に人間の安全保障を強調しており、第2に法的ギャップを埋めようとしており、第3に核兵器に悪の烙印を押し、禁止し、撤廃するために協力することを強調していることである。悪の烙印を押しことを検討する本稿の関連では、「核兵器に悪の烙印を押し」と直接言及している第3の側面が重要である。

悪の烙印を押しことを主張する基本的な理由または基礎が核兵器の非人道的で非道徳的な性質から生じていることは、人道的アプローチおよび人道の誓約から明らかである。2016年国連総会は、核兵器を禁止する条約の交渉を開始することを決定する「多国間核軍縮に向けて進む」ための決議を採択した。この決定は、核兵器の人道的側面を強調する「核兵器の人道的結果」の決議および「核兵器の禁止と撤廃のための人道の誓約」の決議を基礎としている。さらに、国連総会は「核兵器のない世界のための倫理的な絶対的必要性」に関する決議を採択した。これは核軍縮のための倫理的な絶対的必要性と核兵器のない世界の維持が認識され、核軍縮に関する決定と行動に関する議論は、この兵器の人類に対する影響に焦点を当てるべきこと、および結果として生じる言葉で言い表せない被害により導かれるべきことを強調している。

この観点から、核兵器の爆発の人道的影響および核兵器使用の被害者の受け入れ難い苦痛を議論する場合には、被爆者が考慮されることが重要である。核兵器禁止条約はその前文において、核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）の受け入れ難い苦痛を想起すると規定している。

3.3 悪の烙印を押しという概念

ニーナ・タネルワルド（Nina Tannenwald）は核兵器に悪の烙印を押しことを「核のタブー」の文脈で分析しており、そのタブーの発展における世界の反核運動、非核兵器国、冷戦の権力政治の役割を強調している²⁹。核の不使用という重要な先例が設定された核時代の最初の重要な15年および同じ状況が現在まで続いている時に、大国以外の国や非国家行動体が核軍備管理のために圧力をかけ核兵器の使用の禁止を要請することにより核兵器

に悪の烙印を押すよう試みた³⁰。彼女はタブーが発展した4つの道筋を明確にした。第1の社会的圧力は規範の変更のための下からの過程であり、第2は公的に核兵器を非正当化する規範的権力政治であり、第3は、決定的に核の抑制を促進した個々の国家の政策決定者の役割であり、第4は長期にわたり反復された行動である規範的發展である³¹。彼女はまた反核運動は、核兵器に関するディスコースを変更させることにより、道徳的意識の向上に取り組むことにより、また核の規制を好む世論の支持を動員することにより、タブーの形成に貢献したと述べている³²。

ジェリアン・プレトイス (Joelien Pretoius) は、「核兵器禁止条約は核武装国が核兵器を放棄するよう強制できるツールであるとは思わないが、悪の烙印を押すとはある物（ある者）が恥ずべきものであり、嫌悪すべきものであり、反対すべきものであるとの烙印を押すことを意味する。むしろ条約は核兵器に悪の烙印を押し、その使用に対するタブーを一層強化できるツールであり、軍縮のための条件を創り出すものである」と述べている³³。

核兵器の非人道的性質のより深い理解から生じた悪の烙印を押すとの概念は、核軍縮への人道的アプローチがより一層受容されまた賛同されることによって強化されていった。同時に、核兵器の道徳的および倫理的側面が、核兵器に悪の烙印を押すことをアピールする1つの重要な側面として多くの場で強調されてきた。

3. 4 核兵器禁止条約の主要な目的

2012年という早い時期において核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) は、「核兵器に悪の烙印を押すことの実際的な成果は何か」という質問に対して以下のように述べていた。

核兵器の禁止は大量破壊兵器の使用および保有に対する世界的なタブーを強化するであろう。それは核武装国に対し、核兵器近代化計画を停止するように、そして完全廃絶に向けて努力するように圧力をかけるだろう。それは核武装国の同盟国に対し、核兵器の無期限の保有に対する支持を終了するよう異議を唱えるであろう。要するに、それは核武装された世界の維持を支えるすべての者に対する異議となるであろう³⁴。

リーチング・クリティカル・ウィルは、「核兵器に悪の烙印を押すことは核兵器禁止条約の1つのメリットであることを明確にし、特定の兵器体系を禁止することは、特定の条約の内容や署名をはるかに超える広範な倫理的基準設定の機能を果たし得るし、果たすものである。悪の烙印を押すことの効果は核兵器を人権および人道法の諸原則と両立しないものにするもので、国際社会において良い国だと見られたい政府にとってはますます魅力のないものとなる³⁵」と述べている。

ベアトリス・フィン (Beatrice Fihn) はさらに以下のように主張している。

すべての者にとって受容できないものであり不道徳であると宣言することによって核兵器に悪の烙印を押すことにより、国際社会は核武装国およびそれらの軍事同盟国に対して、核兵器のない世界という彼らがすでに実際に約束したことを実行するよう要求し圧力をかけ始めることができる。核兵器を禁止する新たな条約を交渉することは、たとえ核武装国の参加がなくても、そのような悪の烙印を押すことを達成するた

めの最も効果的なツールの1つになるだろう³⁶。

これらの分析および声明からして、核兵器に悪の烙印を押すことがこのプロセスの当初から核兵器禁止条約の最も重要な目的あるいは要素の1つであったことが明らかである。

4 核兵器廃絶への2つのアプローチ

核兵器廃絶への2つのアプローチ、すなわち核兵器の非正当化および核兵器に悪の烙印を押すことが本稿ではさまざまな角度から議論されてきた。2つのアプローチはある側面では似たものであるが、他の側面では大きく異なっている。したがって2つのアプローチを比較検討し、どこが同じで、どこがいかに異なるのか、また両者はどのような関係にあるのかを明らかにすることが必要である。それぞれの主張におけるその主要な目的、そのアプローチを採用する理由、その目的を達成するための手段、その安全保障の概念、その提案の有効性、および核抑止との関係を以下に検討する。

4.1 目的

第1に、核兵器に悪の烙印を押すことへの目的は、核兵器に悪の烙印を押すことを通じて核兵器のない世界を現実のものとするところである。核兵器のない世界を創造するためには核兵器に悪の烙印を押すことが不可欠であるというアイデアには強い支持が存在している。この主張の支持者達は、核兵器に悪の烙印を押すことにより核兵器に対する人々の見解を変えることが基本的に必要であると考えている。他方、非正当化の支持者達は、核兵器のない世界を創造するためには、核なき世界への論理的プロセスとして核兵器の役割の低減を中心とする非正当化が必要であると主張している。結論的には、これらの2つのアプローチの目的は同じであり、核兵器のない世界を達成するというものである。

4.2 理由

第2に、それでは、核兵器のない世界を追求するという同じ目的を持つ2つのアプローチは、それぞれのアプローチを採用した理由にどのような違いがあるのだろうか。核兵器に悪の烙印を押すことへの支持者達の議論は、核兵器の人道的側面に焦点を当てている。彼らの出発点は、核兵器の爆発の壊滅的な人道的結果の認識である。核兵器はいかなる状況においても決して再び使用されないことが人類の生存そのものの利益であると彼らは考える。このことは核兵器の完全な撤廃を意味している。核兵器に悪の烙印を押す基本的な理由は、核兵器の非人道的な性質である。さらに、核兵器は道徳的および倫理的な観点からも批判されている。彼らは核兵器は無差別であり人類全体を破壊する力を持っていると主張している。これらの視点からして、核兵器は正常な兵器体系とは考えられていない。

それに対して、核兵器の非正当化の支持者達は、核兵器を支えている主要な論理である核抑止は、完全に誤ったあるいは現実の状況の間違った理解に基づくアイデアまたは認識に基礎を置くものであると主張している。彼らは、神話ではなく現実に基礎を置いて

安全保障問題を考えるべきことを要求している。彼らは、核抑止が核武装国間で働いたかどうかの明確な証拠がないこと、非核兵器国が核武装国を攻撃した多くの例があること、核抑止はテロリストには効かないだろうことを主張している。さらに、意図的でない核兵器の使用や核関連施設へのサイバー攻撃など追加的な核のリスクが増加していることをも指摘している。核兵器の非正当化の支持者達の理由は、主として核抑止に関して間違った認識に基づいているというところにある。悪の烙印を押すことは人道的懸念に焦点を当てており、他方非正当化は軍事적および政治的懸念に焦点を当てている。

4.3 手段

第3に、2つのアプローチは同様の目的を持つものであるが、それを達成するための手段はどう異なるのだろうか。核兵器に悪の烙印を押すことを実現する有力な方法は、核兵器禁止条約の締結である。この条約は、国際市民社会からの強い支持を受けた同じ志を持つ非核兵器国により提案された。条約の中心的な規定は、核兵器の使用および保有の禁止である。条約は非核兵器国のみにより交渉された。核兵器を保有する諸国は条約に強く反対し、今のところ彼らが条約に参加する可能性は存在しない。しかし核兵器に悪の烙印を押すことの支持者達は、条約は核兵器に悪の烙印を押すことを通じて核兵器は受容できないものであるとの認識を生じさせると主張している。

それに対して、非正当化の支持者達が提案している手段は、核兵器の完全な撤廃のための前提条件となり得る具体的な措置である。核兵器の非正当化のために提案されている主要な措置としては、核兵器の第1不使用政策の採択、核兵器の削減、非核兵器国へのより強化された消極的安全保証の提供および核兵器の警戒態勢の低下や解除がある。これらの措置は国家安全保障政策やドクトリンにおける核兵器の役割の低減をもたらすであろう。オバマ大統領は核兵器の役割の低減を強く主張しており、米国政府内においてはこの問題に関してさまざまな議論が行われてきた。2つのアプローチにおいて実施される手段は大きく異なっている。一方において、核兵器禁止条約はどちらかというところと抽象的であり長期的なプログラムである。他方、非正当化のための諸措置はきわめて具体的であり、短・中期的な目標となっている。

4.4 安全保障の概念

第4に、2つのアプローチが「安全保障」について語る時、それぞれが意味している内容が異なっている。非正当化の場合には、安全保障は「国家の軍事的な安全保障」を意味しており、それは国際関係および国際の平和と安全保障に関する研究において伝統的に議論されてきたものである。他方、悪の烙印を押すことの支持者達は安全保障とは国家の軍事的な性質のものであるとはみなさず、個人に重点を置く「人間の安全保障」あるいは人類全体に重点を置く「人類の安全保障」とみなしている。人道の誓約はすべての者のための「人間の安全保障」という絶対的必要性に言及しており、核兵器禁止条約の前文は、核兵器から生じる危険は「すべての人類の安全保障」に関わると述べている。この点に関し

て2つのアプローチはきわめて異なる見解を示している。新たな傾向として、悪の烙印を押すことの支持者達は、核兵器は1国への危険ではなくすべての人類に対する危険であることから、人間の安全保障および人類の安全保障を強調している。

国際社会において、安全保障の概念は垂直的にも水平的にも拡大されつつあるという一般的な傾向が見られる。垂直的には、この概念は国家的安全保障以外に、世界的なグローバル安全保障および人間の安全保障を含む形で拡大されており、水平的には、軍事安全保障以外に、環境安全保障、エネルギー安全保障、経済安全保障、食糧安全保障、水の安全保障などを含むように拡大されつつある。この概念が拡大されつつあるということは、新たな領域の安全保障が伝統的な国家の安全保障と同様に重要であるということを示している。国際関係における主体あるいは分野の重要性の価値判断は、非国家および非軍事的な課題を一層強調する方向に移行しつつある。

4.5 有効性

第5に、それぞれのアプローチの有効性は、利害関係者の将来の行動に依存している。悪の烙印を押すという場合には、核兵器禁止条約が採択されたので、近い将来に条約は発効するであろう。条約の採択には122カ国が賛成しており、条約発効のためには50カ国の批准が必要とされている。条約の採択や発効が、悪の烙印を押すという目標の成功を意味する訳ではなく、それは核兵器に悪の烙印を押すことの出発点である。利害関係者としては、核兵器の廃絶を促進するこの条約を支持する市民社会および国家であるが、それはさらに現在のところ条約に反対している米国、欧州諸国、日本、オーストラリアなどの民主国家において核兵器に反対する強い世論を作り出すことを目指している。これらの国家において反核政策を促進するには長い時間を要するであろうし、条約の支持者には核兵器に悪の烙印を押すために一層の努力が必要であろう。民主主義が十分発達していないロシアや中国、その他の国では状況は一層厳しいものと思われる。悪の烙印を押すことの促進が、核兵器禁止条約に規定されたもの以外の領域で実際的で具体的な核軍縮運動を刺激することもあり得るであろう。

非正当化の場合には、利害関係者としては、市民社会のみならず、非核兵器国、核の傘の下にある諸国、さらに核武装国が含まれるであろう。非正当化の下で提案されている措置はきわめて広範であり多様であるので、どの利害関係者もそれらの実現に向けて努力することができるだろう。たとえば、米国はオバマ大統領の核態勢見直しで新たな消極的安全保証政策を採用したし、大統領の2期目の最後に、第1不使用政策の採択の機会を窺っていた。これらの措置は、NPT第6条が締約国に対して交渉を継続することを義務づけているもので、具体的な核軍縮措置について検討することが可能であろう。

4.6 核抑止

第6に、核抑止は、核兵器保有国が核兵器を維持し改良するための最も重要な正当化の根拠となっている。また核抑止は、核兵器に対する賛成と反対の主要な焦点となっている。

核兵器を所有している諸国および核の傘の下にある諸国は、彼らの国家的安全保障のために核抑止が重要であることを常に主張している。核抑止への反対の主張は、2つのアプローチに共通する視点である。

しかし、核抑止と2つのアプローチのそれぞれとの関係は異なっている。悪の烙印を押すというアプローチは、核抑止のみならず核兵器の存在そのものをも否定し、核兵器の廃絶を直接求めている。非正当化のアプローチは、核抑止が核兵器の有用性の最も顕著な側面であることから、核抑止に焦点を当てている。したがって、このアプローチは、主として核抑止を非難することによって、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させようとしている。この支持者達は、核兵器を非正当化するために核兵器の数を削減することおよび一定の核兵器関連活動を禁止することを主張している。これは、核兵器を非正当化することにより核廃絶に向けた漸進的な試みである。

5 結論

上述の2つのアプローチは共通の目的を持ちながらもその理由や手段が異なるものである。しかし両者は対立するものでもなくお互いに排除するものでもないと捉えるべきである。両者の目的は共通であるので、2つのアプローチの関係は補完的なものと捉えるのが適切である。それぞれの理由や手段の違いは相対的なものである。たとえば、核のタブーという問題は両方のアプローチにおいて議論されている。これらの2つのアプローチは、相対的に異なるアイデアおよびプロセスによって同じ目的を追求しているものである。本質的に、悪の烙印を押すという主張は人道的側面および道義的側面を強調しているのに対し、非正当化の主張は政治的および軍事的側面を強調し、核兵器の有用性を疑問視している。悪の烙印を押すという主張は主として人間の感性に訴えているのに対し、非正当化の主張は主として人間の理性に訴えるものとなっている。悪の烙印を押すという主張は人間の安全保障および人類の安全保障を強調しているのに対して、非正当化の主張は国家の安全保障および軍事的安全保障を強調している。それぞれがどの側面を強調しているかに関しては違いが存在しているが、両方のアプローチの目的は同一である。したがって、両アプローチは核兵器のない世界を目指してそれぞれの努力を継続すべきである。2つのアプローチは、より良き成果を生み出すため、お互いに補完的に機能するものである。

注

- 1 Nuclear Weapons Convention は従来「核兵器禁止条約」と訳され、一般的に議論されてきたが、2017年に Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons が国連で採択され、今ではこの条約を「核兵器禁止条約」と訳し議論されているので、本稿では前者を「核兵器条約」と呼び、後者を「核兵器禁止条約」と呼ぶ。
- 2 International Court of Justice, Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion of 8 July 1996, 1996, para. 105.

- 3 Ibid., para.99.
- 4 Follow-up to the Advisory Opinion of the International Court of Justice on the Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, A/C.1/66/L.42, 17 October 2011.
- 5 A/C.1/52/7, 17 November 1997.
- 6 The New Agenda Coalition, Joint Ministerial Declaration, *Towards a Nuclear-Weapon-Free World: The Need for a New Agenda*, 9 June 1998.
- 7 2010 NPT Review Conference, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.17.
- 8 UN Doc A/62/650.
- 9 *Securing our Survival (SOS): The Case for a Nuclear Weapons Convention*, International Physicians for the Prevention of Nuclear War, International Association of Lawyers Against Nuclear Arms, International Network of Engineers and Scientists Against Proliferation, 2007.
- 10 Secretary-General Ban Ki-moon, "The United Nations and Security in a Nuclear-Weapon-Free World," UN News Centre, 24 October 2008.
<http://www.un.org/apps/news/infocus/sgspeeches/statement_full.asp?statID=351>
- 11 Global Zero Commission, *Global Zero Action Plan*, 29 June 2009. <http://www.globalzero.org/files/pdf/gzap_3.0pdf>
- 12 2010 NPT Review Conference, Working Paper by the Group of Non-Aligned States Parties, NPT/CONF.2010/WP.46, 28 April 2010.
- 13 2010 NPT Review Conference, Working Paper by the Group of Non-Aligned States Parties, NPT/CONF.2010/WP.47, 28 April 2010.
- 14 2010 NPT Review Conference, Statement by the United States, Subsidiary Body I, May 10,2010.
- 15 Gareth Evans and Yoriko Kawaguchi, *Eliminating Nuclear Threats: A Practical Agenda for Global Policymakers*, Report of the International Commission on Nuclear Non-Proliferation and Disarmament, 2009. Canberra/Tokyo, p.xix.
- 16 *Ibid.*, pp. 59-60.
- 17 *Ibid.*, pp. 61-68.
- 18 *Ibid.*, p. 77.
- 19 Berry, K, P. Lewis, B. Pelopidas, N. Sokov and W. Wilson. *Delegitimizing Nuclear Weapons: Examining the Validity of Nuclear Deterrence*, James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies. 2010. p. vi. <http://www.fdfa.admin.ch/content/dam/eda/de/documents/aussenpolitik/sicherheitspolitik/Delegitimizing_Nuclear_Weapons_May_2010.pdf>
- 20 *Ibid.*, p. 69.
- 21 *Ibid.*, p. 13-36.
- 22 Randy Rydell, "Delegitimizing Nuclear Weapons," *Disarmament: Critical Disarmament Issues*, Panel Discussion held by the NGO Committee on Disarmament, Peace and Security, United Nations, 2000, p. 3.
- 23 Amandeep Gill, "Taking the Path of Delegitimization to Nuclear Disarmament," Center for New American Security Project, *Base Camp Series*, Working Paper, 2009. <http://iss-db.stanford.edu/pubs/22774/CNAS_Working_Paper_BaseCamp_Gill_Apr2009.pdf>
- 24 Jack Mendelsohn, "The Continuing Problem of Nuclear Weapons: Deligitimizing Nuclear Weapons", *Issues in Science and Technology*, 2006, pp. 1-11. <<http://www.issues.org/22.3/mendelshon.html>>

- 25 Reaching Critical Will, "Delegitimization of Nuclear Weapons," *Critical Issues*, 2012. <<http://www.reachingcriticalwill.org/resources/factsheets/Delegitimization.html>>
- 26 Calmy-Rey, M. 2017. Statement of Head of the Federal Department of Foreign Affairs, 8th Review Conference of the States Parties to the Nuclear Non-Proliferation Treaty, General Debate, New York, 4 May. <http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/revcon2010/statements/3May_Switzerland.pdf>
- 27 Joint Statement, 2012, Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament, First Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, 2 May. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/disarmament-fora/npt/prepcom12/statement/2May.IHI.pdf>>
- 28 Austrian Pledge. Europe Integration Foreign Affairs, Federal Ministry, Republic of Austria, 2014. <http://www.hmeida.gv.at/fileadmin/user_upload/Zentrale/Aussenpolitik/Abrustung/HLNW14_Austria_pledge.pdf>
- 29 Nina Tannenwald, "Stigmatizing the Bomb: Origins of the Nuclear Taboo," *International Security*, Vol. 29, No. 4, 2015, p. 7.
- 30 Ibid., p. 11.
- 31 Ibid., p. 12-13.
- 32 Ibid., p. 22.
- 33 Joellen Pretoius, "How I Learned to Hate the Bomb," *Bulletin of the Atomic Scientists*, Round Table, February 7 2017. <<http://www.thebulletin.org/can-treaty-banning-nuclear-weapons-speed-their-abolition/how-i-hate-bomb>>
- 34 ICAN, *Ban Nuclear Weapons Now*. 2013. <http://www.icanw.org/wp-content/uploads/2012/08/BanNuclearWeaponsNow_pdf#search='ban+nuclear+weapons+ican'>
- 35 Rey Acheson and Beatrice Fihn. *Preventing Collapse: the NPT and a Ban on Nuclear Weapons*, Reaching Critical Will, 2013. <<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Publications/npt-ban.pdf>>
- 36 Beatrice Fihn, "Stigmatize and Prohibit: New UN Talks on Nuclear Weapon Start Today," *The World Post*. 2017. <http://www.huffingtonpost.com/beatrice-fihn/stigmatize-and-prohibit-n_b_9287144.html>

